令和4年分 青色申告の決算の手引き (現金主義用)

Ⅲ 決算書の作成 · · · · · 決算の仕方 帳簿の内容の確認と累計の計算 …… 1ページ 消費税等の経理処理・・・・・・ 7ページ 消費税の課税事業者の判定 …… 7ページ 収入金額の整理 …………… 1ページ X 必要経費の整理 ・・・・・・・ 2ページ 帳簿などの保存 ………… 7ペー 減価償却費の計算 ………4ページ 月別総括表の記載例 …… 7ペー 事業用固定資産の損失の計算 ……… 6ページ 決算書の書き方 …………8ページ **債権の貸倒損失など……………6ページ** 主な減価償却資産の耐用年数表・・・・・・10ページ 減価償却資産の償却率等表 ・・・・・・・12ページ

- この説明書は、いわゆる現金主義によって青色申告をしている営業所得者を中心に、現金式簡易帳簿に基 づいて「決算書」を作成するための決算の仕方及びその決算に基づく決算書の書き方について説明してあり ます。決算は、目次の順序に従って行うと便利です。
- 国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、税に関する情報のほか、画面の案内に従って金額等を 入力することにより申告書や青色申告決算書などを作成することができます。
- この説明書は、令和4年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

令和4年分の確定申告からスマホで青色申告決算書の作成ができます!

スマホで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から 青色申告決算書・申告書の作成・送信ができます! また、自動計算されるため、計算誤りがありません。

※パソコンでも青色申告決算書や申告書の作成・送信ができます。

作成コーナー



「自宅からのe-Tax」 5つのメリット







還付金





部の書類は除きます

3 调閒程度で還付! 書面提出の場合は 1か月~1か月半程度で還付

● 決算の仕方

帳簿の内容の確認と累計の計算

まず、帳簿に記入されている事項を領収書や伝票などの原始記録や預金通帳などと照合して、記入に誤りが ないかどうかを確かめ、誤りがあるときはこれを訂正の上、1月から12月までの累計を計算して記入します。

収入金額の整理

現金主義の方法による場合の収入金額は、本年中に実際に入金した商品の売上代金や請負代金、家事用や事 業用として本年中に消費した商品の販売価額などですが、次のような点に注意して整理します。

受取小切手など	小切手などで受け取った場合は、その受け取ったときの収入金額になります。
受 取 手 形	手形で受け取った場合は、その手形を受け取ったときの収入金額になるのではなく、その手形に
	ついて支払を受けたときや、その手形を割り引いたり他の支払に回したときの収入金額になります。
	※ 受取手形を仕入代金やその他の必要経費の支払に回した場合には、その金額を必要経費
	にも含めます。
	受取手形を割り引いたり、他の支払に回した後において、その手形が不渡りになったために
	求償を受けて代金を支払った場合には、その金額は収入金額から減額することになります。
預金口座振込入金	直接預金口座に振り込まれた金額も、振り込まれたときの収入金額になります。
現 物 収 入	商品の代金などを金銭以外の品物などで受け取った場合は、その品物などの時価によって
	計算した金額が、その受け取ったときの収入金額になります。
売掛金や未収入金	年末に売掛金や未収入金として残っている金額は、本年分の収入金額になりません。
	※ 前年以前の商品の売上代金などでも、本年中に実際に入金があった金額は、本年分の収
	入金額になります。

前	受	金	前受金は、それを受け取ったときの収入金額になります。
			※ 事業の収入金額としないで「その他の入金」として記帳している場合には、その金額を
			収入金額に振り替えて記入します。
家事	消費	L t=	棚卸資産を、家事のために消費したり、贈与したような場合は、代金の入金がなくても、
	など		その消費や贈与をしたときの収入金額になります。
			※ この場合の収入金額は、原則として、その商品などの通常の販売価額によって計算しま
			すが、仕入価額(仕入価額が通常の販売価額のおおむね70%の金額よりも低いときは、通
			常の販売価額の70%の金額)で収入金額を計算しても差し支えありません。
損害	保険3	金 、	棚卸資産について受け取った保険金や損害賠償金、休業などに伴う収益の補償として受
補償	金な。	ناخ	け取った補償金、特定の基金の契約の解除等を起因として受ける解約返戻金など、事業の収
			入に代わる性質をもっているものは、原則としてその受け取ったときの収入金額になります。
			※ 心身に損害を加えられたため事業に従事することができなかった場合に、その間の収益
			の補償として受け取った慰謝料その他の損害賠償金は、収入金額には含めません。
雑	収	入	空箱・作業くずなどの売却代金、仕入割引、リベート、取引先や使用人に対して事業上貸
			し付けた貸付金の利子、使用人の寄宿舎の使用料などを受け取った場合は、その受け取った
			ときの収入金額になります。
			なお、国や地方公共団体などから事業に関連して支給を受けた助成金等で非課税とされな
			いものは、雑収入として事業所得の収入金額になります。
	消費利	 说 等	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理処
			理を 税込経理方式 (7ページ参照)によっている場合において、消費税等の還付税額が生じ
			たときは、その還付税額は、還付を受けた年の収入金額になります。
減価	償却資	産の	機械装置や器具備品などの減価償却資産の売却代金は、原則として、譲渡所得の収入金額
売 却	代 金		になり、事業所得の収入金額にはなりません。
			※ 次のようなものの売却代金は、その代金を受け取ったときの事業所得の収入金額になります。
			① 取得価額が10万円未満のもの(その事業にとって基本的に重要なものを除きます。)や使
			用可能期間が1年未満のもの
			② 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産で一括償却資産として必要経費にする
			こととしたもの(その事業にとって基本的に重要なものを除きます。)
			③ 貸衣装業の貸衣装のように反復継続して売却することがその事業の性質上通常であるもの □ □ □ □ □ □ □ □ □
1			④ 既にスクラップ化したもの

Ⅲ 必要経費の整理

現金主義の方法による場合の必要経費は、本年中に実際に支出した商品の仕入代金や販売費、管理費など事業の収入を得るために必要な費用などですが、次のような点に注意して整理します。

支払小切手など	小切手などで支払った場合は、その支払ったときの必要経費になります。
支 払 手 形	手形を振り出したり引き受けたりした場合は、そのときの必要経費になるのではなく、そ
	の手形について支払をしたときの必要経費になります。
	※ 本年中に振出しや引受けをした支払手形について、その手形を振り出したときや引き受
	けたときに必要経費として記帳している場合には、年末の支払手形の残高を必要経費から
	除外します。また、前年以前に振出しや引受けをした支払手形について、本年中に決済し
	た金額を必要経費に含めていない場合には、必要経費に追加します。
買掛金や未払金	年末に買掛金や未払金などとして残っている金額は、本年分の必要経費にはなりません。
	※_ 前年以前の商品の仕入代金などでも、本年中に実際に支出した金額は、本年分の必要経
	費になります。
前払金など	
	利子割引料などの経費の中に含まれている翌年分以後の期間に対応するいわゆる未経過部分
	の金額も、実際に支出したときの必要経費になります。
	※ 事業の必要経費としないで「その他の支出」として記帳している場合には、その金額を
	必要経費に振り替えて記入します。
少額な減価償却	減価償却資産(一定のリース資産を除きます。)で、取得価額が10万円未満のもの(令和4年4
資 産	月1日以後に取得等したもので貸付け(主要な業務として行われるものを除きます。)の用に供
	したものを除きます。)又は使用可能期間が1年未満のもの(いわゆる少額な減価償却資産)に
	ついては、減価償却をしないで、使用したときにその取得価額がそのまま必要経費になります。
一括償却資産	取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産(一定のリース資産、少額な減価償却資
	産及び令和4年4月1日以後に取得等したもので貸付け(主要な業務として行われるものを
	除きます。)の用に供したものを除きます。)については、減価償却をしないでその使用した年
	以後3年間の各年分において、減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価
	償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

一定の中小事業者に該当する青色申告者が、取得価額10万円以上30万円未満の少額減価償却 少額減価償却資産 資産(上記の「一括償却資産」の適用を受けるもの及び令和4年4月1日以降に取得等したもの で貸付け(主要な業務として行われるものを除きます。)の用に供したものを除きます。)を取得 等し、その業務に使用した場合には、減価償却費の計算をしないで、業務に使用したときにその 取得価額をそのまま必要経費に算入することができます。ただし、業務に使用する年において 少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合は、その取得価額の合計額のう ち300万円に達するまでの取得価額の合計額を限度とします。 ※ この適用を受ける場合には、決算書2ページ「摘要」欄に「措法28の2」と記載します。 ①衣料費や食費などの家事上の費用、②店舗兼住宅について支出した地代家賃や火災保険 家事上の費用 料、固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用、③水道料や電気料、燃料費 [月別総括表の) などのうちに含まれている家事分の費用などは、必要経費にはなりません。 【記載例】参照 ※ ②や③の費用など事業と家事の双方に関連のある費用を家事関連費といいますが、家事 関連費の事業分と家事分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準に よってあん分して計算します。 課 ①事業税、固定資産税、自動車税、登録免許税、印紙税などの税金や、②商工会議所、商工会、 税 租 公 協同組合、同業者組合、商店会、青色申告会などの会費、組合費又は賦課金などで、本年中に実際 に支出した金額が必要経費になりますが、次のような租税公課については、それぞれ次のようにな (1) 所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」といいます。)、相続税、住民税、国税の延滞 税・加算税・過怠税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料などは、必要経費にはなりませ (2) 商店街や組合、協会などの負担金でも、例えば、アーケードやすずらん灯、会館などの 共同的施設の負担金のようなものは、繰延資産となり、本年分の期間に対応する償却費が 必要経費になります。 ※ 消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式(7ページ参照)によって いる場合の消費税等の納付税額は、消費税等の納付をした年の必要経費になります。 接待交際費、寄附金 相手方や支出の理由などからみて、事業を営む上で通常必要と認められる金額が必要経費になります。 研修費用など 事業主や家族従業員、使用人がその事業に直接必要な知識や技能を習得するための研修な どを受け、それに要した費用を事業主が支出した場合には、その習得のために通常必要と認 められる金額が必要経費になります。 事業主や家族従業員、使用人の事業に関連した行為による損害賠償金、慰謝料などを事業 損害賠償金など 主が負担した場合で、これらの者の行為について事業主に故意又は重大な過失がない場合には、 必要経費になります。 資産の価額を増したり、使用可能期間を延長したりする次の①から③のような金額は、そ 資本的支出となる のまま必要経費になるのではなく、原則として、資本的支出として一の減価償却資産を取得 改造費など したものとみなして、その資本的支出額の本年中の使用月数に対応する減価償却費を必要経 費にします。 ① 建物の避難階段の取付け等物理的に付加した部分に係る金額 ② 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した金額 ③ 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した金 額のうち、通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる金額を超える部分の金 しかし、資本的支出であっても、次の②や⑥に当たる金額については必要経費にしても差 し支えありません。 ② 一の計画に基づく修理、改良などのために本年中に同一資産について要した金額が20万 円未満である場合のその修理、改良などのために支出した金額 ⑤ おおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて 明らかである場合の一の計画に基づく修理、改良などのために支出した金額 ※ 一の計画に基づく修理、改良などのために本年中に同一資産について要した金額のうち に資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合には、その金額が60 万円未満であるときやその資産の取得価額の10%以下であるときは、その金額を必要経費 にすることができる方法などもあります。 賃借している事業 その支出がそのまま必要経費になるのではなく、本年分の期間に対応する減価償却費が必 用建物の造作費 要経費になります。 使用人に食事や商品などを支給した場合は、必要経費になります。 現物給与など ※ 商品などの棚卸資産を使用人に支給した場合には、その資産の販売価額を「給料賃金」に 含めるとともに、収入金額にも含めます。 事業用の建物などの資産を取得するための借入金の利子は必要経費になります。 資産を取得するた ※ その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、その資産の取得価額に含め めの借入金の利子 て、本年分の期間に対応する減価償却費を必要経費にしても差し支えありません。 『青色事業専従者給与に関する届出書』に記載された金額の範囲内で実際に支給した金額の 青 色 専 従 者 給 与 うち、専従者の専従期間、仕事の内容、従事の程度や他の使用人に支給する給与の状況、その 事業の規模、収益の状況などに照らして相当と認められる金額が必要経費になります。

繰延資産の償却費

開業費や開発費、共同的施設の負担金や建物を賃借するための権利金などで、その支出の効 果が1年以上の期間に及ぶものは、支出した金額がそのまま必要経費になるのではなく、繰延 資産として、次の算式により計算した本年分の期間に対応する償却費が必要経費になります。

_!---- [算 式] -------

(繰延資産の支出額÷償却期間の年数) ×

本年中の償却期間の月数 12

= 償却費

しかし、開業費や開発費については、上の算式で計算した金額によらずその支出した金額 のうちの任意の金額を本年分の償却費として必要経費にすることもできます。

なお、開業費や開発費以外の費用でも、20万円未満のものや、国、地方公共団体、商店街 などが行う街路の簡易舗装、街灯などの簡易な施設で主として一般公衆の便益に供するもの のために支出した負担金は、その全額が支出したときの必要経費になります。

主な繰延資産の償却期間は、次のとおりです。

- (1) 開業費(開業準備のために支出した広告宣伝費、開業までの給料賃金など)……5年
- (2) 開発費(市場の開拓のために特別に支出した費用など)……5年
- (3) 共同的施設の負担金(商店街のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯などを設置 するために支出したもの) …… 5年
- (4) 権利金、立退料(事業用の建物を賃借するために支出したもの)
 - ① 賃借建物の新築に際し、所有者に支払うもので、その額がその建物の賃借部分の建築 費の大部分を占め、しかもその建物の存続期間中賃借できるもの……その建物の耐用年 数の70%の年数
 - ② 明渡しの際に借家権として転売できるもの……その建物の賃借後の見積耐用年数の 70%の年数
 - ③ その他のもの……5年(賃借期間が5年未満のものは、その期間)
- ※ 土地を賃借するために支払った権利金や立退料は、借地権の取得価額に含まれるため、 必要経費にはなりません。

Ⅳ 減価償却費の計算

現金主義の方法による場合であっても、建物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具、器具備品、漁業権、特 許権、営業権などの資産(減価償却資産)を取得するために支出した金額(取得価額)は、その支出した金額 がそのまま必要経費になるのではなく、これらの資産の種類、構造、用途などの別に、耐用年数を基として計 算した本年分の期間に対応する減価償却費が必要経費になります。

減価償却の対象に ならない資産

次のような資産は、減価償却の対象にはなりません。

- ① 土地、借地権など
- ② 建設中の建物、販売するために持っている建物や機械など
- ③ 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の少額な減価償却資産(2ページ参照)
- 一括償却資産の必要経費算入を選択した**一括償却資産**(2ページ参照)
- ⑤ 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例を選択した少額減価償 却資産 (3ページ参照)
- ※ 割賦買入れによる資産は、割賦金を完済するまで所有権が移転しない場合でも、実際に 事業に使用していれば、使用開始の時から減価償却します。

減価償却費の 算 方 計 法

減価償却費の計算方法には、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については定 額法、定率法、生産高比例法など、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について は旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法などの計算方法があり、あらかじめ税務署へ届け出 ている償却方法によって計算します。

なお、償却方法を届け出ていない場合は、原則として、定額法(平成19年3月31日以前に取 得したものは旧定額法)によって、計算することになります。

- ※ 建物の償却方法については、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したも のは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法に限られます。
- ※ 建物附属設備及び構築物の償却方法については、平成28年4月1日以後に取得したもの は定額法に限られます。

:【平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産】 ------

償却の基礎になる金額 × 耐用年数に応ずる × 本年中に事業に使用していた月数 = に取得価額)で額法の償却率 × 本年中に事業に使用していた月数 = 12

減価 償却費

[定率法]

① 償却の基礎になる金額

(取得 _ 前年末までの減価) × 耐用年数に応ずる = 調整前償却額 (価額 _ 償却費の累積額) × 定率法の償却率 = 調整前償却額

② 取得価額 × 耐用年数に応ずる保証率 = 償却保証額

「調整前償却額」と「償却保証額」を比較した結果に応じ次の算式によります。

「調整前償却額」≥「償却保証額」の場合

調整前償却額 × 本年中に事業に使用していた月数 = 12 償却費

・「調整前償却額」<「償却保証額」の場合

改定取得価額 imes 耐用年数に応ずる imes 本年中に事業に使用していた月数 imes 12 償却費

減 価 償 却 費 の 計算方法(つづき)

- 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後に取得した減 価償却資産では、定率法の償却率等が異なります。詳しくは、9、10ページの「○**減価償却費の計**算」を参照 してください。
- ※ 改定取得価額とは、最初に調整前償却額が償却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高 をいいます。
- ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。

- 【平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産】

[旧定額法]

償却の基礎になる金額 (取得価額の90%) × 耐用年数に応ずる 旧定額法の償却率 × 本年中に事業に使用していた月数 = 償却費 12

償却の基礎になる金額

(取得_前年末までの減価) × 耐用年数に応ずる × 本年中に事業に使用していた月数 = 旧定率法の償却率 × 12

減価 償却費

- 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達するまで、上記算式で計算します。
- ※ 前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5 年間において、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、1円まで償却します。

(取得価額 - 取得価額の95%相当額 - 1円)÷5 × 本年中に事業に使用していた月数 = 減 価

※ 取得価額……建物、機械などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、 荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やそ の資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。

なお、取得価額や償却の基礎になる金額の計算に当たっては、次のような点に注意してく ださい。

資本的支出がある場合……原則としてその支出した金額を一の減価償却資産の取得価 (I) 額とします。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その 資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加算することが

定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出 した年の翌年1月1日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残 高と、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との 合計額を、その取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることがで きます(ただし、その資本的支出を行った減価償却資産とその資本的支出により取得し たものとされた減価償却資産の償却率が異なる場合を除きます。)。

そのほか、同一年中に複数回行った資本的支出につき定率法を採用している場合の特 例もあります。

- 資産を取得するための借入金の利子がある場合……その資産を使用するまでの期間に 対応する利子については、取得価額に含めても、そのまま必要経費にしても差し支えあ りません。
- ③ 代替資産や買換資産などの場合……譲渡所得の計算の特例を受けた場合の代替資産、 買換資産などや相続、遺贈又は贈与により取得した資産の取得価額については、従前の 資産の取得価額や被相続人などの取得価額を引き継ぐなど特別の計算をする場合があり
- ※ 耐用年数……10、11ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。
- ※ 償却率、改定償却率、保証率……12ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照し てください。

減価償却費の 計算の特例

減価償却費の計算には、次のような特例があります。

(1) 中古資産を取得した場合の耐用年数……法定の耐用年数そのままではなく、取得後の使 用可能年数を見積もって耐用年数とすることができます。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の 算式で計算した年数(その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の 端数があるときはその端数は切り捨てます。)を耐用年数とすることができます。

--- [算 式] ------

- (法定耐用年数の全部を経過した資産) 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数
 - (法定耐用年数の一部を経過した資産)

(経過年数×0.8) = 耐用年数

(2) 業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合(転用した場合)の減価償却費の 計算……業務の用に供していない減価償却資産を業務の用に供した場合の、その業務の用 に供した後におけるその資産の減価償却費の額の計算に当たっては、国税庁ホームページ を参照してください。

国税庁ホームページ参照:タックスアンサー「新築家屋等を非業務用から業務用に転用し た場合の減価償却」

- (3) 資産を譲渡した場合の特例……年の中途で譲渡した減価償却資産については、その譲渡 の時における償却費の額を譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に含めないで、その年 分の必要経費に算入しても差し支えありません。
- (4) その他の特例……各種の特別償却の特例などがあります。詳しくは、最寄りの税務署 にお尋ねください。

V 事業用固定資産の損失の計算

建物、機械、器具備品などの事業用固定資産や商店街のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯などの繰延資産の施設を取り壊したり、これらが災害により滅失したなどの場合には、それによって生じた損失額は、その損失を生じた年の必要経費になります。また、その取壊し費用や取り片付け費用などの付随費用も、その支出した年の必要経費になります。

※ ①土地を利用するために、建物付きの土地を購入し、その建物を取り壊した場合には、その建物の損失額とその付随費用は、必要経費とはしないで、土地の取得価額に含めます。また、②土地を譲渡するためにその土地の上にある建物を取り壊した場合には、その建物の損失額と付随費用は、譲渡所得の計算上収入金額から差し引かれることになり、事業所得の必要経費にはなりません。

-- 「算 式] -----

建物などの取 取壊しなどの日までの建物 廃材の 取り片付け 保険金や損害賠得価額、繰延 - などの減価償却費の累積額、 - 処分可 + 費用などの - 償金などで補塡 = 必要資産の支出額 繰延資産の償却費の累積額 能価額 付随費用 される金額

※ 事業用固定資産や繰延資産について、このような損失が生じた場合には、帳簿の末尾に「メモ」用紙など を利用して、その年月日、事由、損失額の計算明細などを記入しておきます。

VI 債権の貸倒損失など

売掛金や未収入金、受取手形など事業上生じた債権は、回収されるまでは収入金額に含められませんから、 これらの債権が得意先の資力喪失などのために回収不能となった場合の貸倒損失は、必要経費にはなりません。

※ 得意先に対する立替金や金融業の貸付元本などのように、その債権について決済を受けた場合に事業所得の収入金額とならない債権の貸倒損失は、必要経費になります。また、事業上保証した債務を履行した場合で、債務者に対して求償権を行使することができなくなったことによる損失も同様です。

このような損失が生じた場合には、帳簿の末尾に「メモ」用紙などを利用して、その年月日、事由、金額などを記入しておきます。

Ⅲ その他

実際に決済があった収入や支出を基として所得を計算しますから、貸倒引当金や金属鉱業等鉱害防止準備金などの引当金や準備金の特典は認められていません。

Ⅷ 決算書の作成

帳簿や月別総括表 (7ページ参照)の整理が終わったら、決算書を作成しますが、次の点に注意してください。

また、有限責任事業組合の組合事業から生じる事業所得がある方は組合事業ごとに、損益計算書を作成する必要があります。

青色申告特別控除

帳簿や月別総括表に基づいて計算した所得金額から、更に青色申告特別控除額を控除することができます。

※ 青色申告特別控除は、帳簿には記載しないで、決算書の青色申告特別控除額を計算する欄で計算します。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得(租税特別措置法第26条の適用を受けた 所得は除きます。)の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額から差 し引きます。

- ① 10万円以下である場合…これらの黒字の金額の合計額
- ② 10万円を超える場合……10万円
- ※ 控除額は、まず不動産所得の黒字の金額から、その黒字の金額を限度として、上で計算した控除額を差し引き、差し引ききれない残額があるときは、次に事業所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額から順次差し引きます。

家内労働者等の 事業所得等の 所得計算の特例

次のいずれにも当てはまる方については、事業所得及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額について特例が設けられていますので、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ」(注)を参照してください。

- ① 家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的 役務の提供を行うことを業務とする方
- ② 事業所得及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円未満である方
- (注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。

区 消費税等の経理処理

収入金額及び必要経費の処理

消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を**税込経理方式**(消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいいます。)によっている場合には、消費税等相当額を含めた金額が収入金額又は必要経費になります。

また、税**抜経理方式** (消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して 経理する方式をいいます。) によっている場合は、原則として消費税等相当額を除いた金額 が収入金額又は必要経費になります。

※ 減価償却費の計算などに当たっても、税込経理方式によっている場合には消費税等相当額を含め、税抜経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を除いて計算します。

なお、消費税の免税事業者については、消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります (減価償却費の計算などに当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。)。

また、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税抜経理方式によっている場合において、年末現在の仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額との差額と消費税等の納付税額又は還付税額とに差額が生じたときなど、ご不明な点は税務署にお尋ねください。

X 消費税の課税事業者の判定 (課税売上高が1,000万円を超える場合)

令和4年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和6年分の消費税の課税事業者に該当します。

新たに課税事業者となる場合には、**『消費税課税事業者届出書(基準期間用)**』^(注)を速やかに納税地の所轄税務署に提出してください。

※1 令和5年分の消費税の基準期間である令和3年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和5年分の消費税の課税事業者に該当します。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。 上記の判定により課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書(特定期間用)』(注) を速やかに納 税地の所轄税務署に提出してください。

- ※2 適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、基準期間における課税売上高にかかわらず、課税事業 者となります。
- ※3 課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引(事業活動に付随して行われる取引、例えば、事業用建物の売却なども含まれます。)の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、土地の売却収入、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。
- ※4 高額特定資産の仕入れ等を行った個人事業者の方は、その仕入れ等を行った日の属する年分の翌年分以後において、事業者免税点制度の適用や簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合があります。

なお、消費税の一般的な事項や手続は**『消費税のあらまし**』(注) を、申告や納税の手続は**『消費税及び地方消費税の確定申告の手引き**』(注) を参照してください。

また、主な消費税法の改正内容については、**『消費税法改正のお知らせ**』(注) を参照してください。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。

XI 帳簿などの保存

決算が終わった帳簿や月別総括表、納品書、請求書、領収書などの原始記録は、住所地か居所地、事務所・事業所(これらに準ずるものを含みます。)の所在地に、7年間(一定の書類については5年間)保存しておかなければなりません。

◎ 月別総括表の記載例

	7		売上総額	質の内訳	(Э	(4)		経 費	総額の	内 訳	
月	売上; (帳 簿 (12)	総額の計の計	① 雑収入を 除いた売上	強 収 入	家事消費等	収入金額 合 計 (⑦+④)	仕入総額 (帳簿の) (4)⑤の計)	経費総額 帳簿の ⑥⑦の計	② 給料賃金 (雇人費)	(全)	② 利子割引料	世 地代家賃	② その他の経り (争一の一の 一つ一の
1	1,045	円 000	円 1,045,000	円 一	_ 円	円 1,045,000	82 9, 000	円 172,000		70,000	円 4,000	円 10 , 000	88,000
<u>س</u>	·····	····		~~~~~	h			h	ļ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	·····	······································	······
12	1,674	,000	1,670,000	4,000	72,000	1,746,000	1,329,000	296,000	_	140,000	5,000	10,000	141,00
計	16,40 (うち軽減 1,250			51,000 (うち軽減税率分 0)	72,000	16,472,000 (うち軽減税率分 1,250,000)	11,914,000 (うち軽減税率分 850.000)	2,439,645 (うち軽減税率分 220,000)	_	980,000	58,000	48,000	1,281,64 (うち軽減税率 220.00
	※家	事消	賛等の見 種	資額の内訳				家事上の費用 などの減額	_	_	_	72,000	289,00
	A	商品	. 月平均	匀 3,000) ^円 ×12月	= 36,00)0 ^円	差引金額	_	980,000	58,000	48,000	992,64 (うち軽減税率 220,00
	В	"	"	2,000	×12	= 24,00	00		きし引いた象	家事上の費用	用などの内	訳	
摘	С	"	"	1,000) ×12	= 12,00	00	(地代)	出額)	(家事使用	割合)		
						計 72,00	00	į.	,000円 >	60%	$= \frac{72,0}{1}$	00円	
								(その他)	の経貫) 程及び復	興特別所	分理程 往	民務 65.0	000Д
										(支出額	(家事	使用割合)
要								固定	資産税	50,00 40,00	0月×60 0×70	%=30 , 0 =28 , 0	
								小雷	道気料保料	110,00			
								燃	料黄	100,00	0 ×70	=70,0	000
								大災	保険料	50,00			
											<u>Ž</u>	† 289,0	<u> </u>

この記載例は、①家事のために消費した商品などを年末に見積もり、一括して収入金額に追加し、②経費に含まれている必要経費にならない租税公課や家事上の費用の金額を必要経費から除外した場合の例です。

● 決算書の書き方



○収支計算書

	人口开百		
סנו	売 上	1	商品などの売上代金について、本年中に実際に収入した金額を記入します。
収入金額	家事消費等	2	本年中に家事用や事業用に消費した商品などの価額を記入します。
金	雑 収 入	3	空箱・作業くずなどの売却代金やリベートなどの雑収入について、本年中に実際に収入
紐			した金額を記入します。
必	仕 入	(5)	本年中に実際に支出したそれぞれの金額を記入します。
20	₹	}	
要	地代家賃	8	
安	減価償却費	9	減価償却費の計算の⑪の「計」欄の金額を記入します。
経		10	本年中の事業用固定資産の取壊しなどによる資産損失や事業上の特定の債権の貸倒れ
非生			による損失など実際の支出を伴わない減価償却費以外の経費などがある場合に、その費目
貴			名と金額を記入します。
貝	その他の経費	11)	本年中に実際に支出した金額を記入します。
専	従 者 給 与	(14)	本年中に実際に支出した金額を記入します。
青色	色申告特別控	17)	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用のある方は、「家内労働者等の事業所
除育	前の所得金額		得等の所得計算の特例を受ける方へ」 ^(注) を参照してください。
青色	申告特別控除額	18	青色申告特別控除額の計算の②欄の金額を記入します。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。

○青色申告特別控除額の計算

青色申告特別控 ② 医業又は歯科医業を営む方で租税特別措置法第26条の適用を受ける社会保険診療報酬 除前の所得金額 の所得がある方の場合には、その所得の金額を除いて記入します。

○専従者給与の内訳及び○給料賃金の内訳

延べ従事月数	従事月数の合計を記入します。
所得税及び復興特別	年末調整後の所得税等の源泉徴収税額を記入します。
所得税の源泉徴収税額	なお、年の中途で退職した方などで年末調整が行われない方については、本年中に徴収した
	所得税等の源泉徴収税額を記入します。

_	○減価償却費	その計	算													
(令和二年分	減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面 積 又数量	取得年月	① 取得価額 (償却保証額)	回 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 無数	償却率	の償却	® 本年分の 普通償却費 (@×◎×◎)	○ 割増(特別) 償却費	⑤ 本年分の 償却費合計 (雨+≪)	事業専用割合	経費算入額	② 未償却残高 (年末残高)	摘 要
分以	木造建物店舗分	43 m²	年 月 H15・7	6,000,000 H		旧定額	22 ^年	0.046	12 F	248,400 ^H	N 24 以	248,400	100	248,400	1,156,200円	
) ()	木造建物店舗分 こ シャッター分	_	R4 9	(600,000	600,000	定額	22	0.046	12	9,200	_	9,200	100	9,200	590,800	
	聪明設備	1台	H16· 1	(800,000	40,000	_	_	_	12	8,000	_	8,000	100	8,000	16,000	均等償却
	耐火キャビネット	1台	H19· 3	700,000	72,311	旧定率	15	0.142	12	10,269	_	10,269	100	10,269	62,042	
	レジスター	1台	R4 7	390,000 (42,120)	390,000	定率	5	0.400	12	78,000	_	78,000	100	78,000	312,000	
	一括償却資産	_	R4•	(180,000	180,000		_	1/3	12	60,000	_	60,000	100	60,000	120,000	
	パソコレ他	_	R4•	合計500,000 ()	(明細は別途保管)		_		12		_	_	_	500,000		措法28の2
				()					12							
				()					12							
				()					12							
				()					12							
	# (3+) W+104:				\$12-01\T-Cr#s++					413,869		413,869		913,869	2,257,042	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支	払	先	の	住	所	氏	名	年記金	末瑪 等	在の	の借 金	入額	本利	手中(こ支割	出し引	た料	左経	の 費	う ち 算	要額
												円					円				P

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

$ oxed{\Box} $	支	払	先	の	住	所	氏	名	本年中に支出し た報酬等の金額	左のうち必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
									PI	F	4 P
Г											

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃 借 物 件	本年中に支出した 賃借料・権利金等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
○○市△△町×-××		権 更	H
00 00	土地	年 120,000	48,000
		権更	
		賃	

◎本年中における特殊事情

○減価償却費の計算

	平成 19 年 3 月 31 日以前	に取得した減価償却資産	平瓦	戈 19 年 4 月 1 日以後に取得	引した減価償却資産			
				定率	×法			
	旧定額法	旧定率法	定額法	250% 定率法	200% 定率法			
	IIAC IRAA	писти	AC IRAZ	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日までに取得 (*1)	平成 24 年 4 月 1 日 以後に取得 ^(*2)			
①取得 価額	取得価額そのままの金額	を記入します。						
(償却保証額)	下段の括弧内は記入する	必要はありません。		下段の括弧内に償却保証額(取得価額×保証率) を記入します。				
□償却の基礎になる金額	① 「取得価額×90%」の 金額(漁業権や特許権 な得無形固ままの 額)を記入します。 種が取得を記入り 減価得価額の95%相等 が取得達した年分の翌4 額以後5年間におっ 均等償却得の95%は、「取得正した 均等償取得面×5%」 の金額を記入します。	① 前年末の未償却残末 (「取場価値報」を (「取減価値額」を 額」を 額」を 額」を 額」を 額」を 額」を が取り で額」を が取り での のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	和まをま の記す。 の記す。	の金額を記入します。 ② 前年以前に取得した 残高(「取得価額 – 前 ⁴ 累積額」の金額)を記 ③ 調整前償却額が償却	資産は、前年末の未償却 年末までの減価償却費の 入します。			
償 却 方 法	税務署に届け出ている償却	方法を記入します。						
	資産は旧生産高比例法)(旧定額法(鉱業用減価償却 になります。 に取得した建物は旧定額法	産高比例・ 建物、 及び鉱業 に限り	出ていない方は、定額法(別法)になります。 建物附属設備及び構築物 業用の建物は平成28年4月 ます。)は、定額法(鉱業) 産高比例法)になります。	(建物附属設備、構築物 1日以後に取得したもの			
耐 用 年 数	10、11ページの「主な減	価償却資産の耐用年数表」	を参照して	ください。				
(八)償却率又は 改定償却率		産の償却率等表 」を参照して 要経費算入の適用を受ける		調整前償却額が償却保 は耐用年数に応ずる改定	証額未満となる年分以後 償却率を記入します。			
本年中の 償却期間	資産を月の中途で取得や を記入します。	譲渡、取壊しなどをした場	合は、その	月を1か月として計算した	本年中の償却期間の月数			
歩本年分の普通償却費	② 減価償却費の累積額がした年分の翌年分以後5	した金額を記入します。 取得価額の95%相当額に達 年間において均等償却を行 額 – 取得価額×95% – 1 記入します。		:介×⊜」で計算した金額を 却残高が1円になるまで償				
○割増(特別) 償 却 費	中小事業者が機械等を取 費は含めません。)を記入し	得した場合の特別償却など します。	の適用を受	ける場合に、割増しなどの	部分の償却費(普通償却			
② 未 償 却 残 高 (年 末 残 高)	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産 (2) 前年以前に取得した資 ら①の金額を差し引いた	産は、前年末の未償却残高	を差し引いた (「取得価額		費の累積額」の金額)か			

	平成 19 年 3 月 31 日以前		平原	成 19 年 4 月 1 日以後に取得	引した減価償却資産
				定率	率法
	旧定額法	旧定率法	定額法	250% 定率法	200% 定率法
	THAC BANK	IAC I A	AC BANA	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日までに取得 (※1)	平成 24 年 4 月 1 日 以後に取得 ^(※2)
摘要		得価額の95%相当額に達し において均等償却を行う場 入します。		調整前償却額が償却保 は「改定償却」と記入し 平成24年4月1日か	証額未満となる年分以後ます。
	(1) 割増償却や特別償却の (2) 取得資産が中古である (3) 資産を本年中に譲渡や 事由など (4) 譲渡や取壊しなどをし した場合その旨 (5) 中小事業者の少額減何の特例の適用を受ける場 (6) 債務処理計画に基づく	取壊しなどをした場合 た資産について本年分の修 価償却資産の取得価額の必要	寺例名 その月日、 貧却を省略 長経費算入 要経費算	ら同年12月31日まで ら同年12月31日まで に取得した減価償却資 産について、250%定率 法により償却費の額を計 算することを選択してい る場合には、「250%定率 法」と記入します。	

- ※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置の適用を受けることができます(平成25年3月15日までに『減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書』を提出している方に限ります。)。
- ※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○地代家賃の内訳

本年中に支出した 本年中に支出した権利金や更新料、賃借料がある場合に、権利金や更新料を上段に、賃借料を下段にそれぞれ記 賃借料・権利金等 入し、権利金は「権」を、更新料は「更」を○で囲んで表示します。

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 本年中に支出した報酬や料金について徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。

主な減価償却資産の耐用年数表

〈建 4

構造・用途	細 目	耐用 年数
木造・合成樹脂造の		年
もの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
	工場用・倉庫用のもの (一般用)	15
木骨モルタル造のも	事務所用のもの	22
0	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
	公衆浴場用のもの	11
	工場用・倉庫用のもの (一般用)	14
鉄骨鉄筋コンクリー	事務所用のもの	50
ト造・鉄筋コンクリ	住宅用のもの	47
ート造のもの	飲食店用のもの	
	延面積のうちに占める木造内装部分の面積が	
	30%を超えるもの	34
	その他のもの	41
	旅館用・ホテル用のもの	
	延面積のうちに占める木造内装部分の面積が	
	30%を超えるもの	31
	その他のもの	39
1	店舗用・病院用のもの	39
	車庫用のもの	38
1	公衆浴場用のもの	31
	工場用・倉庫用のもの(一般用)	38
れんが造・石造・ブ	事務所用のもの	41
ロック造のもの	店舗用・住宅用・飲食店用のもの	38
1	旅館用・ホテル用・病院用のもの	36
	車庫用のもの	34
	公衆浴場用のもの	30
	工場用・倉庫用のもの(一般用)	34
金属造のもの	事務所用のもの	
	骨格材の肉厚が、(以下同じ。)	
	4 mmを超えるもの	38
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	30
	3㎜以下のもの	22

〈建物〉のつづき

構造・用途	細目	耐用 年数
	店舗用・住宅用のもの	年
	4 mmを超えるもの	34
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	27
	3 mm以下のもの	19
	飲食店用・車庫用のもの	
	4mmを超えるもの	31
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	25
	3 mm以下のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	
	4mmを超えるもの	29
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	24
	3㎜以下のもの	17
	公衆浴場用のもの	
	4mmを超えるもの	27
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	19
	3㎜以下のもの	15
	工場用・倉庫用のもの(一般用)	
	4 mmを超えるもの	31
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	24
	3㎜以下のもの	17

〈建物附属設備〉

構造・用途	細目	耐用 年数
アーケード・日よけ		年
設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装置		3
電気設備	蓄電池電源設備	6
(照明設備を含む。)	その他のもの	15
給排水・衛生設備、		15
ガス設備		10

〈車両・運搬具〉

構造・用途	細目	耐用 年数
一般用のもの(特殊 自動車・次の運送事 業用等以外のもの)	自動車 (2輪・3輪自動車を除く。) 小型車 (総排気量が 0.66 リットル以下のもの) 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 2輪・3輪自動車 自転車 リヤカー	年 4 5 5 6 3 2 4
運送事業用・貸自動 車業用・自動車教習 所用のもの	自動車(2輪・3輪自動車を含み、乗合自動車を除く。) 小型車(貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下のもの) 大型乗用車(総排気量が3リットル以上のもの) その他のもの 乗合自動車 自転車、リヤカー 被けん引車その他のもの	3 5 4 5 2 4

〈工 具〉

構造・用途	細目	耐用 年数
測定工具、検査工具 (電気・電子を利用するものを含む。)		年 5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型 (型枠を含む。)、鍛圧 工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る。) 自製活字、活字に常用される金属	2 8

〈器 具・備 品〉

	I	
構造・用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品 (他に掲げてあるものを除く。)	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット	年 15 8
~ ~ E M (°)	接客業用のもの その他のもの ベッド	5 8 8
	児童用机、いす 陳列だな、陳列ケース 冷凍機付・冷蔵機付のもの その他のもの	5 6 8
	その他の家具 接客業性のもの	5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ここが、ここでは、この	15 8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその 他の音響機器 冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する	5 6
	電気・ガス機器 氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式のものを除	
	く。) カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これら に類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物 小売業用・接客業用・放送用・レコード吹込 用・劇場用のもの その他のもの	3 6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	食事・ちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの その他のもの	2 5
	主として金属製のもの その他のもの	15 8
事務機器、通信機器	謄写機器、タイプライター 孔版印刷・印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピュータ(サーバー用のもの を除く。) その他のもの	4 5
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するものその他の事務機器 テレタイプライター、ファクシミリ	5 5 5
	インターホーン、放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備 その他のもの	6 6 10
時計、試験機器、測 定機器	時計 度量衡器 試験・測定機器	10 5 5
光学機器、写真製作 機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	5 8
看板・広告器具	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型 その他のもの	3 2
	主として金属製のものその他のもの	10 5

〈器 具・備 品〉のつづき

1#1/4 III.V	4m 🖂	耐用
構造・用途	細 目	年数
容器、金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの	年 6
	塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器	8 10
	大型コンテナー(長さが6m以上のものに限る。) その他のもの	7
	金属製のものその他のもの金庫	3 2
	手さげ金庫 その他のもの	5 20
理容・美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析・血しょう交換用機器	4 5 7
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット	6 6 7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの、自動血 液分析器 その他のもの	4 6
	その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
娯楽・スポーツ器具	たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球	
	戯用具、射的用具 ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具 スポーツ具	2 5 3

設備の種類	細目	耐用 年数
食料品製造業用設備		年 10
飲料・たばこ・飼料製造業用 設備		10
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	3 7 7
木材・木製品(家具を除く。) 製造業用設備		8
家具・装備品製造業用設備		11
パルプ・紙・紙加工品製造業 用設備		12
印刷業・印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備	4 7
	モノタイプ・写真・通信設備 その他の設備 その他の設備	3 10 10
ゴム製品製造業用設備		9
なめし革・なめし革製品・毛 皮製造業用設備		9
窯業·土石製品製造業用設備		9
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材・鉄粉製造業・鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄・原鉄・ベースメタル・フェロ	5
	アロイ・鉄素形材・鋳鉄管製造業用 設備 その他の設備	9
金属製品製造業用設備	金属被覆、彫刻業・打はく、金属製 ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
林業用設備		5
鉱業・採石業・砂利採取業用 設備	石油・天然ガス鉱業用設備 坑井設備 堀さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 12 6
総合工事業用設備		6
倉庫業用設備		12
運輸に附帯するサービス業用設 備		10
飲食料品卸売業用設備		10
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン・液化石油ガススタンド 設備 その他の設備	8
	主として金属製のもの その他のもの	17 8
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業・理容業・美容業・浴場 業用設備		13
その他の生活関連サービス業用 設備		6
自動車整備業用設備		15

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署 にお尋ねください。

減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表 2 旧定率法、定率法の償却率等表

	· IACENIANCENIANIANI							1-11				•									
耐用年	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年 4月1日 以後取得	耐用年	3月31日	平成19年 4月1日 以後取得	耐用年	平成19年 3月31日 以前取得		19年4月1 3月31日		平成24	年4月1日	以後取得	耐用年	平成19年 3月31日 以前取得		19年4月1 月3月31日	l 日から までに取得	平成24	年4月1日	以後取得
数	旧定額法 償却率	定額法 償却率	数	旧定額法 償却率	定額法 償却率	数	旧定率法 償却率		50%定率 改定償却率	法 保証率	2 償却率	00%定率 改定償却率	区法 保証率	数	旧定率法 償却率	2 償却率	50%定導 改定償却率	≤法 保証率	2 償却率	00%定率 改定償却率	区法 保証率
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038	2	0.684	1.000	以戊辰神十	WIII.+	1.000	以戊辰州十		27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036	3	0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089	28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035	4	0.438	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499	29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034	5	0.369	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033	6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032	7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031	8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030	9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029	10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028	11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992	36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028	12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566	37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027	13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180	38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026	14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854	39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025	15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565	40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025	16	0.134	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294	41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024	17	0.127	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038	42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024	18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884	43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023	19	0.114	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693	44	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023	20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486	45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022	21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335	46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022	22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182	47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021	23	0.095	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052	48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021	24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969	49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020	25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841	50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440
26	0.039	0.039				26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716								

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

電子帳簿等保存制度について —

電子帳簿等保存制度は、一定の要件を満たした上で、電磁的記録による保存を可能とする制度ですが、この制度を利用することにより、経理の電子化による生産性向上やテレワークの推進等に資することが可能です。

○ 電子帳簿等保存

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等を行うことができます。

○ スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、一定の 要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能です。

○ 電子取引

所得税及び法人税に係る保存義務者は、取引情報の授受を電磁的に行った場合、一定の要件の下で、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存することが必要です。

※ 令和5年12月末までに請求書・領収書などを紙ではなく電子データでやりとりした場合には、その電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません。詳しくは、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。



電子帳簿等保存 制度特設サイト

